

## とちぎの病院等見学支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、将来栃木県内の病院等での勤務を検討している医師が、病院等見学を行うことに対し、栃木県が地域医療介護総合確保基金を活用して必要な経費を補助することにより、栃木県内の病院等で勤務する医師の増加を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、栃木県内の病院等での勤務を検討している県外在住かつ県外の病院等で勤務している医師で、栃木県内の病院等を見学しようとする医師とする。

### (補助事業)

第3条 この補助の対象となる事業は、栃木県内の病院等での勤務を検討している県外在住かつ県外の病院等で勤務している医師の栃木県内の病院等の見学に行程上必要と認められる旅費とする。

### (補助事業の決定)

第4条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

### (その他)

第6条 補助の対象となる事業は、医師1人当たり1回に限るものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。